

## 令和 8 年度熊本市公債管理会計予算

令和 8 年度熊本市の公債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,412,682 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 財産収入		177,554
	10 財産運用収入	177,554
20 繰入金		42,559,228
	10 他会計繰入金	39,791,674
	20 基金繰入金	2,767,554
30 市 債		11,675,900
	10 市 債	11,675,900
歳 入 合 計		54,412,682



第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	11,675,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還することがあ る。
計	11,675,900			